

(仮称) 篠山市農都創造条例・農都創造計画 第2回検討委員会 会議録

1 附属機関等の会議の名称

(仮称) 篠山市農都創造条例・農都創造計画 検討委員会

2 開催日時

平成26年6月30日(月) 15時00分から17時30分

*受付時間(14時50分から15時00分まで)

3 開催場所

篠山市役所本庁舎3階 301会議室

4 会議に出席した者の氏名

(1) 委員

小野雅之、田淵清彦、宇杉敬治、栗野勝浩、酒井勇、家澤美智代、明山泰幸、西田博一、酒井菊代、森田和夫、北野康子、菅原将太、太期靖一、土見誠輝、布施未恵子

(2) 執行機関

農都政策課 藤本雅浩、岸野良広、竹見政徳、隅田浩規

5 傍聴人の数

2人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

公開

7 非公開の理由

—

8 会議資料の名称

(仮称) 篠山市農都創造条例・農都創造計画 第2回検討委員会資料

農都創造条例 素案

市民アンケート

第1回検討委員会会議録

9 審議の概要

1. 開会

2. 事務局から連絡

発言した委員が特定できる形での記載はしない旨と合わせて、第1回検討委員会議事録の公開予定日(7/8)を連絡した。

3. 報告事項

前回示した市民アンケート素案についていただいたご意見をもとに、事務局と委員長で設計協議・内容精査した結果について説明した。

○農業者アンケート : 対象の5,063世帯から抽出した596世帯に2部ずつ配布する。

596世帯は19地区から一定率で抽出した。

世帯における主たる農業従事者と後継ぎ(候補者含む)に回答を依頼する。

○消費者アンケート : 対象の11,818世帯から抽出した622世帯に、各1部配布する。

622世帯は市内の非農家ばかりの自治会(60地区)から一定率で抽出した。

世帯の食料品を主に購入される方(主婦層)に回答を依頼する。

当初のスケジュールより少し遅れているが、本日の内容確認ののち可能な限り早急に発送し、7月中旬の回収を目標とする。

<質問・意見など>

○どういう考えのもと、対象者として選定されたのかを示して発送すべきと考えます。

⇒選定理由等を明記の上、発送します。

4. 協議事項

農都創造条例 素案について事務局から説明した。

○条例の前文は前回、提出いただいた「篠山らしい言葉、連想するキーワード」をもとに作成した。

○前文、3条(基本理念)、4条(基本施策)について、重点的に議論をお願いします。

(A 委員) ○アグリプラン21を読んだが、本来平成25年度で総括すべきでは？

(事務局) ⇒アグリプラン21の総括は済んでいません。条例では包括的な思いを記載し、計画のなかで反省を列記します。また、計画策定までに総括・検証作業を行います。

(A 委員) ○総括なしでは「6つの基本施策」の過不足が判断できないと思われます。

(事務局) ⇒4条の6つの基本施策はアグリプラン21を踏まえて作成されているが、踏襲するかは今後の協議によります。

(A 委員) ○総括した内容を条例・計画に盛り込むべき、「土づくり」に重点をおくべきと考えます。

○「農都」と「農の都」の使い分けはどういう意図があるのか。

(事務局) ⇒「農都宣言」のなかでは「農業の都」という表現があります。「鉄の都(八幡)」「薬の都(富山)」「杜の都(仙台)」といった例もあり、どういった定義付けや整理が適切なのか協議をお願いします。

(B 委員) ○「農都」は「農の都」を短縮しただけで、どちらも一般的には同じではないのか。

(事務局) ⇒「農業」:文字通り農業を意味し、かなり意味が絞られます。

「農」:農業のほか、農村・農業・農村文化など多様なニュアンスが含まれます。

(委員長) ⇒「農業」というと産業として狭く捉えられがちです。「農」という表現であれば「林業」「水産業」「地域社会」「環境」「生活・文化」も含めた形で捉えてもらうこともで

きます。

どこかで解釈の統一が必要と思われませんが、差し当たり「農都」「農の都」どちらかに統一するということで進めます。

- (A 委員) ○前文における「田園都市を形成している」という部分で、田園風景を醸し出しているのは「城下町周辺の武家屋敷群・商家群」以外の山村部分であるはずですが、いまひとつ表現がなされていない気がするので、一口には難しいかもしれないがもう少し加筆してほしい。
- (C 委員) ○条例を策定してどうしたいのかをもう少し明確にすべき、また、第4条がほとんど「農業」に関する内容である点も方向性に合致していないと考えます。
- (B 委員) ○旧町によって特徴も異なり、一概に篠山を表現するのも困難なため、あまり厳密に凝固まった表現をしなくてもよいと考えます。
- (D 委員) ○前文は旧篠山町のことしか述べていないと感じる。丹南や古市など三田寄りの地域は含まれていないと感じる市民もいると思われま。
- 条例は、篠山市が農業にもっと協力的に取り組み、まず何をおいても農の都に対して力を入れていくためのものと捉えるならば、前文は全域について記述すべきと考えます。
- 現状、商工会による篠山の説明文に見えます。ですが、代替案も難しいと感じます。
- (C 委員) ○本条例の目的・目標を、農業を進めやすくするために農業に重点をおくのか、篠山市全体をとらえた内容とするのかで、内容が大幅に異なってくると思われま。
- 農業に重点を置いた場合、非農家の関心が薄くなる恐れがあります。
- (E 委員) ○アグリプラン21では「農業＝基幹産業」という位置づけでしたが、少しずつ農の都や農都創造というキーワードの中に持続可能な農業・循環型社会・農村生活・資源という意味合いが含まれた「農」という位置づけへ変化しているように思われる。
- 本条例の主役を市民全体とすれば、「農業」だけでなく「農業を支えるもの」として持続可能な農業・循環型社会・農村生活・資源という意味合いが市民にも伝わるような前文にすべきと考えます。
- 農業をどう推進していくかに重きをおいた条例であれば、具体的なオプションを想像できる前文で問題ないと思われる。
- (F 委員) ○この条例は市民に向けたものになるのか？どこをターゲットとするのか？
- (事務局) ⇒あらゆる人をターゲットとし、理念の中で市民も含め、生産者にもそれぞれ果たしてほしい役割を示します。
- ⇒さらに、条例の第4条「基本施策」の中で今後の方向性を示し、示した方向性の具体的な内容、5～10年間の目標、優先順位を計画の中で定めます。
- 養父市の農業委員会改革も農業振興の有効な手段となるのか？
- (事務局) ⇒あくまで手段の1つであり、企業参入しやすくして農地を守るのか、あくまで地域だけで農地を守るのか、仕組みづくり・方向性をどう選んでいくかによると思います。
- (A 委員) ○条例素案を見直すと、「農」に林業も含まれているとの話だが、あくまで基幹産業である農業の立て直しを重点としているように感じます。
- (F 委員) ○10～20年もすれば集落の消滅が危惧される地域がある中、条例制定・計画策定によ

り後継者確保が本当にうまくいくのか。実現性のある内容を希望します。

- (B 委員) ○土地持ち非農家の存在、最盛期の半分以上となった特産（山の芋）、これらを解消できるような条例となることを希望します。
- (F 委員) ○70代の人間が人・農地プランを検討するのでなく、今後10～20年先の担い手に集落の農地について考えてもらわないといけない。市民に発信することで何が見えてくるのかは読めませんが、考えてもらいやすい環境づくりが必要と感じます。
- (B 委員) ○篠山の特徴は特産物です。
- (E 委員) ○担い手の育成が急務である中、新規参入者には獣害のひどい農地が貸し付けられるケースも聞きますが、そうした状況では農業に関する新しい提案や発展も望めません。もっと大胆に若い人、新規の担い手への支援策を打ち出すべきと考えます。
- 一方で、先人の知恵や積み重ねがとても大事であることを認識し、先輩後輩がともに協力して新しい篠山の農業を立て直す、それを実現できる条例を希望します。
- (F 委員) ○海と山が連動しているのと同じで、農業・農村と山林も連動しているので、山も含めた考えのもと、農業・農村施策を実施すべきです。ひいては鳥獣害にもプラスに働くものと思われまます。
- (B 委員) ○営農指導（TAC）の支援がないと、なかなか農業に参入できないと要請もあります。特産物を維持し、いかに篠山の価値を高めるかが重要です。
- (G 委員) ○市民に向けて条例を発信すべきです。人は一人では生きていけない、それと同じで農家も農業だけでは生きていけない。全ての物事は何らかの関連があるので、農業に付随するもの全てをまとめて「農」と解釈すべき。
- 極端な部分だけを誇張して記述するのはよくないと思われまます。
- もう少し抽象的で文学的な前文とすべきで、施策などは続いて具体的になるものと考えまます。
- (H 委員) ○以前のアグリプラン21において「土づくり」も重点が置かれていたが、今回の条例において削除するのか？
- その他、過去には定住促進・新規就農受入の機会を逃し、丹波市へ移られた方がいました。事前にしっかり条例や計画に対応等を明記しておくべきと考えまます。
- (I 委員) ○市民全体に発信しようにも、この委員会の中では山積する問題から、話題が農業の話に集中しがちです。
- どういう方向で都市部や非農家、自然といった外部環境と関わっていくか、全体的な構図・方向性を先に決めてから話をしたほうがよいと考える。
- (J 委員) ○先人が培ってきた伝統文化やその恩恵を後世に伝えるために、本条例では目標や行動を定めるものだと考えまます。
- 「農業」中心の内容になると、非農家の人にとって篠山市全体の問題として感じてもらえない恐れがあります。
- 農家だけでなく非農家にも農村を守るための意識付けができるような内容・情報発信を希望しまます。
- (K 委員) ○非農家の立場ですが、「農都宣言」を他所の人に説明するのはとても難しいです。

- ただ篠山は豊かな自然環境、伝統的な農産物もあり、農業も続けやすい環境にあると感じます。
 - 外部の人は自然環境・伝統文化・田園風景を求めており、観光とは切っても切れません。
 - 前文の中身には、とっつきやすく「農業を基盤として新しいものを生み、それを魅力とする街を目指す」といった内容の加筆を希望します。
 - 「農業をどう生かしていくか」を前文に織り込めるといいものになると思われま
- (L 委員)
- 前文を読んだところ、独特な要素はあ
 - 条例全体の中で、思いと手段が入り乱れているように感じ、今なにを議論したらいいかわかりにくく感じました。
 - 多くを盛り込みすぎて、総花的な単なる羅列になってしまわないか不安を覚えます。
- (M 委員)
- 短い文章のなかで多く盛り込まれており、よくできていると思います。
 - 「農業」なのか「農」なのか。個人的には土地・労働・資本だけを考えるのではなく、農村も加えた「農」の都のほうがよいと考え
 - 農業にかかる産業施策と地域施策を両輪として考えることも重要になりつつあります。
 - 現代は、ほ場・道路の整備が進みすぎたことで、農家同士話し合いや調整が不要となり、技術伝承の素地が失われています。よって「地域コミュニケーションの向上」を文言の加筆を希望
- (B 委員)
- 篠山の良さは自然環境・田園情緒、この良さをどう維持するのかを定めるのが条例と考え
- (F 委員)
- 普段からこうした話し合いをする場があれば、もっと皆の意識も高まると思うが、十分整えられていないので残念です。
- (事務局) ⇒条例で目指すところは、新しく作るというより次の世代へどう受け継ぐか、受け継ぐ仕組みづくりが重要であると考え
- ⇒農業関連部署が事務局であるため、農業に偏りがちで地域施策という色合いが薄くなりますが、委員会の中で基本的な計画や都市計画との整合性を図っていただけると考え
 - ⇒前文の素案は、委員の皆様にごいただいた意見の反映に重点を置いて作成しましたが、市内の農村の周辺部分に関する表現は我々も難しく、城下町中心の表現となりました。
 - ⇒また、都市化の進む日本全国の中でも、先人が守り続けてきたものが「篠山の良さ」であることを強調
 - ⇒対義語として創造→模倣、建設→破壊という関係にあります。「創造」の反対は「破壊」と考えがちであるが、「創造」とは他者がまねのできないものと理解のうえ素案を作成
 - ⇒第4段落目以降は、他自治体の一般的な文言となっています。また条例については、他自治体においても抽象的な表現が多いものとなっています。
 - ⇒委員の皆様からは抽象的な表現、総花的な表現、こだわる部分については明確な表現とする等といった議論をいただいたが、前文の表現の使い分けについてももう少し議論をお願いします。

- (M 委員) ○寒暖差が「激しい」は削除し、「山」を「山々」に修正したほうがよいと思われま
- (委員長) ○「丹波霧」という表現はあるのか？
- (A 委員) ○造語だが慣用的に使用されています。「霧」はどこかで表現すべきです。
- (A 委員) ○放棄地の増加も課題であるが、「土壌問題の是非」も議論していただきたい。
○表現は「土づくり」でも「環境問題」でも構いません。
- (C 委員) ○「土づくり」とは何を指すのか？何を基準としたものなのか？
- (A 委員) ⇒昔は有機しかなかったはずで、現在はやむを得ず化学肥料を使わざるを得ない状況にあ
ると思われます。
⇒アグリプラン 2 1 策定当時に重要視された土づくりについては、今現在にあてはめて再
考すべき課題と考えます。
- (委員長) ⇒課題を述べた文章の中で、耕作放棄地に収れんするような表現となっているので修正
が必要と思われま
- (D 委員) ○前文の中で抽象的な表現もあれば、厳しい問題が山積していると具体的な表現もありま
す。ここは抽象的な表現とし、のちの計画の部分で具体的な表現で整理することが望ま
しい。
○市外全国の方に見ていただく条例、篠山には内向的でなく歓迎できる風土があるるとも
に、自画自賛だけではない条例を希望します。
○また、新しい農業に関わってみたいと思ってもらえるような文言も合わせて加えてほし
い。
○外を向いて条例を考えるとともに、難しい問題は初めに持ってこないほうがよいと考え
る。
- (委員長総括) ○まず、この条例は具体的な中身を定め、行動するという位置づけのものではなく、性格
的には憲法に近いもので、基本的な考え方、理念などを対外的に宣言するものであ
- 具体的な内容は（仮称）農都創造計画において、アグリプラン 2 1 の検証や篠山市の農
業・農村の現状を踏まえて、課題を抽出しながら施策展開を検討し、示すものとしま
- 前文の中の我々には「市民」も含まれており、条例は「市民」とともに作ります。
- 誰に向けて発信するものかという意見もあったが、大げさに言えば農家・非農家関係な
く「市民」全員が「世界」に向けて、また同時に「次世代」に向かって宣言する条例で
す。
- できるなら 3 つの河川の源流であるということは下流や海といった他の地域にも責任
を負っているという視点の追加を希望します。

<以降、条文について>

- (C 委員) ○前文以降、将来の「農業」を守るための内容で、「農村」という意味合いは薄いように
感じられます。
○極端な話、専業と兼業の間で大きな意識の差があり、現に行動の差として表れています。
- (E 委員) ○公表の形にもよると思うが、尼崎の自治基本条例などは絵本風で世代性別問わず、す

くわかりやすいものです。

○全体的に固い表現が多いように感じる。若い人を標的とするなら、読みたいと思わせることができるものを作るべきと考えます。

(B 委員) ○条例は篠山の魅力をどう維持するかを「市民」全員に意識づける、一つの方法です。

(E 委員) ○適切かわからないが、市民がやらないといけないことばかり書いてあるように感じますので、行政の役割も書くべきだと思われま。

⇒第 5 条が行政の責務としての位置づけであるが、読み取りにくいので修正します。

(委員長) ○語尾をもう少し穏やかな表現とし、「しなければならぬ」等は修正します。

(A 委員) ○基本理念(第 3 条)で、「様々な分野で地域ブランドを確立してきた」とありますが、農業が他の分野へ派生したという意味なのか？農産物のみを指しているわけではないと理解できるが、もう少しわかりやすく記述してほしい。

(事務局) ⇒篠山という地域の価値を生み出してきたのは、農業です。

(B 委員) ○課題として、破壊されつつある豊かな農産物・景観・自然の保護、維持があります。

(C 委員) ○市は山間部に対して、獣害柵等手厚い支援を講じていると感じます。しかし、現在障害となるのは、獣害よりも世代交代の展望がない零細農家です。

○現状は営農できていても、将来農地を預けるとなった時に獣害柵がないとまず誰にも預かってもらえない。将来を見据え、地域での農業・農村を守る取り組みに理解を示してもらえない状況にあります。

(G 委員) ○自然や環境も含め生産・加工・流通・消費など様々な関係者が「食」に関わっているということをどこかで明確に述べてもよいと考えます。

○そして、それを意識づけてもらえるような表現を基本理念において加筆してほしい。

○多様な生活スタイルがある現在、農業経営の規模や形態によって、方向性を示すことが必要と感じます。

○実際、大多数を占めるサラリーマン農家や高齢農家が農地を守っており、これらの農家が営農できなくなることで耕作放棄地が増えていきます。これらの農家を捉えた方向性をはっきり示すべきです。

○基礎となるような方向性を明確にしなければならぬと感じます。

(委員長) ○市を一律に捉えた振興計画では実効性に欠ける恐れもあるので、営農類型・作物・地域別の方策も検討の余地があると思われま。

○一方、条例では営農類型等で区別する必要はないと考えます。

8. 質疑応答 なし

9. その他

次回会議予定： 第 3 回 平成 26 年 7 月 28 日(月) 10 時

第 4 回 平成 26 年 8 月上旬(現地調査・視察予定)

10. 閉会